

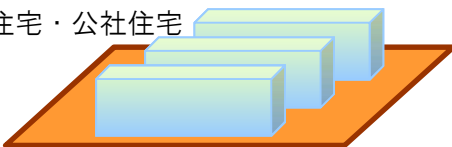
団地の統廃合等のための近接地建替えの可能化

UR法の一部改正(平成27年7月16日 施行)

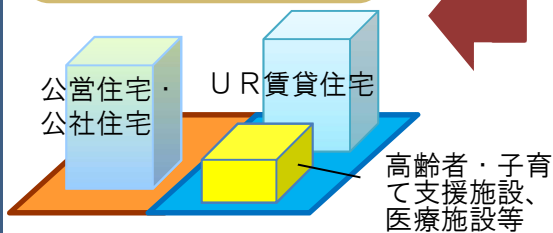
- 従前制度による従前地・隣接地建替えは、居住者の適当な移転先や適地の確保が困難である上、複数回の転居を伴い、統廃合等に時間を要する。
- 取得地の選択肢を増やす近接地建替えを可能とすることにより、居住者の移転を円滑化し、団地の統廃合等を加速させる。

近接地建替えのイメージ

(例)公営住宅・公社住宅の建替えと一体的に近接地建替えを実施
公営住宅・公社住宅



・公的賃貸住宅の更新
・ミクスコミュニティの実現
・医療福祉拠点の形成



近接地建替えの実施に当たっては、

- 居住者の居住の安定に配慮
- 地域の住宅セーフティネット施策、まちづくり施策等と連携

※移転については居住者の同意が前提となる。

